

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」に関する パブリックコメントの結果について

1 概要

本市では、令和3年3月に「今後の市民館・図書館のあり方」を策定し、市民館・図書館においては、社会状況の変化や市民ニーズの多様化等への確に対応していくことが求められており、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、施設運営等の方向性を示しました。

その方向性の目的を推進するため、「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、464通（意見総数521件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について
意見の募集期間	令和4（2022）年6月1日（水）～令和4（2022）年6月30日（木）
意見の提出方法	電子メール（ホームページ専用フォームを含む）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（令和4年6月1日号掲載） ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所 教育文化会館・市民館、図書館、教育委員会生涯学習推進課 等 </div>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ 紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所 教育文化会館・市民館、図書館、教育委員会生涯学習推進課 等 </div>

3 結果の概要

意見提出数		464通
(内訳)	電子メール（ホームページ専用フォーム含む）	87通
	FAX	49通
	郵送	315通
	持参	13通
意見総数		521件

4 御意見の内容と対応

市民館・図書館への指定管理者制度導入についての意見の他、職員の専門性についての意見、平和・人権学習等の社会教育振興事業への意見等が寄せられました。

多様な世代の利用を促進するための現在の取組について加筆するとともに、これまで通り図書館法に則った館運営を求める意見が多く寄せられたことから、その意見の加筆を行い、用語・用字の修正を行った上で、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を策定します。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
1 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯に関すること				3		3
2 今後の市民館・図書館の目指す方向性に関すること	1					1
3 管理・運営手法の検討に関すること				136	4	140
4 指定管理者制度導入（市民館）にあたってに関すること		1	3	11		15
5 指定管理者制度導入（図書館）にあたってに関すること	22		2	262		286
6 その他に関すること			5	50	21	76
合 計	23	1	10	462	25	521

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

1 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯に関すること（意見数3件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>「あり方」を令和3年度に策定したとなっているが、現場の職員と共に、市が検証作業を行い、次世代へ引き継いで行くべき成果と課題を明らかにしたものを元に、概ね10年後の未来を見据えた「理念」を掲げ、策定されたのですか。その作業と検証の結果、次世代へ渡す課題と提案も示した「成果文書」は、誰が、いつ確定したのですか。このパブコメの前に、策定した案と共に、市民に事前公表したのですか。これでは、市民が自主的に判断できないからパブコメを出すには不十分、と言わざるを得ないです。改めて市民の意見を広く集め直し、民間委託を前提にしない案を提示すべきです。</p>	<p>「今後の市民館・図書館のあり方」につきましては、10年後の未来に向けて市民館・図書館の今後の目指す方向性を示したものでございまして、パブコメを経て令和3年3月に策定し、公表したものでございます。パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。</p>	D
2	<p>現状を変更するのですから、現状の問題点、そして目標が必要でないかと思いますが、どちらも明確には理解できません。まず、市民のニーズの変化とありますが、具体的にいつ頃と比較してどのような点が変わっているのか。また、その変化に対して、社会教育施設は、どのように在るべきなのか。この2点が、抽象的なので、現状を変更する必要性が見えません。どちらも具体的に箇条書きにし、優先順位を付けた上で、検討していくべきです。図書館についても市民館と同様に疑問が残ります。</p>	<p>現状や課題、あるべき姿などにつきましては、令和3年3月に策定いたしました「今後の市民館・図書館のあり方」でお示ししており、「市民館・図書館の管理運営の考え方(案)」につきましては、その「あり方」に基づいて策定しております。</p>	D
3	<p>市民の生の声・意見を聞く場を設けてほしい。結論ありきの進め方は、やめてほしい。市民館や図書館は身近なところであって、小さい子を育てている若い人たちが気軽に行けるのが良いと思いますが、川崎市には、そういう場が少ない。もっと作って欲しい。そこでは市民と職員のおしゃべりがあったり、情報交換したりでき、職員は市民のニーズをキャッチする感性が磨けます。そうした相互作用の積み重ねが信頼関係を生み出します。文化の土台はそこから培われると思います。</p>	<p>本考え方の作成にあたっては、中間とりまとめを作成し、関係団体等に直接ご説明を行い意見交換を行ってまいりました。そのうえで案作成後パブリックコメントを行うとともに、中間取りまとめ時の説明団体を中心に再度説明及び意見交換を行っているところでございます。市民館・図書館が市民の皆様により身近に感じられる施設となるよう、制度設計を行ってまいります。</p>	D

2 今後の市民館・図書館の目指す方向性に関すること（意見数1件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	<p>市民館の利用者が減っている、また利用者が偏っているとありますが、それに対して「若い世代の参加者」を増やすような努力をどのようにされたのでしょうか。努力されても増えないなら、具体的にどのように考えればよいのか、その点の説明が全くありません。</p>	<p>多様な世代の利用者の利用促進は重要なことと認識しており、「今後の市民館・図書館のあり方」でも「あらゆる世代に向けた魅力ある取組の推進」の方向性をお示し、それぞれのライフステージに応じた講座のテーマ設定等により利用促進に取り組んでいるところであることから、2（3）市民館の現状・課題に現在の取組等を加筆いたします。今後も未利用者層への訴求効果の高い自主事業を推進してまいります。</p>	A

3 管理・運営手法の検討に関すること（意見数140件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	指定管理者には、少し暖かみが足りない。	指定管理者制度導入後におきましても、これまでと同様な市民サービスを継続できるよう市がこれまで培ってきた経験や手法等を、研修などを通してしっかりと継承していくとともに、区域での新たな市民サービスを構築してまいります。	E
6	市の施設は、市の責任で管理運営してください。 民営化、民間委託に絶対反対です。	現在、川崎市の施設につきましては、青少年教育施設、保育園等で指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っております。市民館等につきましても、これまでの本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮した上で、市の責任において、指定管理者制度の導入を進めてまいります。	D
7	「市民館・図書館の効率的・効果的な管理運営手法を行う」とあるが市民館等は効率的・効果的な管理運営手法を行うためにあるのではないので、この（案）は教育基本法に違反している。 （同趣旨ほか2件）	市民館・図書館につきましては、管理運営手法に関わらず、これまでと同様に教育基本法等の関係法令に則り、サービスを提供してまいります。	D
8	本案では、SDGs の提案がなく、今回、検討課題にさえ入っていない。本案は民間委託に変更するに当たり、社会情勢の激変、災害や環境変動、人口減少などを強調し、市民館・図書館の管理・運営を民間委託する必要性を訴えるが、SDGs に注目すべき。SDGs への意識が見られない。 （同趣旨ほか1件）	本考え方は、令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」の具現化に向けた管理運営手法についてお示ししたものでございますが、あり方の中で、「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を関連施策として位置づけており、連携しながら取り組みを進めてまいります。	D
9	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいた、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保する、税金が安くなるなど具体的な数値目標が書かれていない。逆に高くなった場合の責任の取り方、責任者の名前の明記がない。市民が判断できない（案）になっており、これはパブコメを取るに値しないもので、作り直し、再度提示すること。	指定管理者制度の導入につきましては、経費節減だけのものではなく、広がる市民ニーズに的確に対応していくための手法として導入を進めるものですが、財政効果等につきましても今後精査してまいります。なお、パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。	D
10	社会教育施設（市民館・図書館）は、個人の尊厳を大事にする施設である。それに則った、（案）を追記し、再度提出すること。直営でも指定管理でも、個人の尊厳を大事にする、人員の教育や体制をどうやっていくかを（案）に盛り込んでください。そうしないと川崎市の社会教育の趣旨に反するし、民主主義が崩壊する。	市民館・図書館の管理・運営につきましては、教育基本法、社会教育法、図書館法等の関係法令を踏まえ、市民ニーズを的確に把握し、その対応を図るため、本考え方を作成したものです。人材育成については「導入にあたっての視点」に記載してありまして、体制については今後検討してまいります。	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	<p>本案は、市民がわかる内容になっていない。どうして指定管理にするのか。市民ミュージアムのように水没させて指定管理のようなことが起きた場合、直営にもどすのか、うまくいく例とうまくいかない例をあげた評価尺度の基準が明確になっていない、うまくいかなかった場合の責任者は市長なのか教育長なのか、責任の取り方を含め、いくら税金を使う、費用が増えるか減るのかをはっきりさせて、作り直して欲しい。</p>	<p>本考え方は、多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウやマンパワーを有効に活用するため、指定管理者制度の導入を進めるものです。導入コストや財政効果等につきましては、引き続き精査してまいります。</p>	D
12	<p>「市民のニーズ」をどのように調査し、市民の声を集約したのか分からない。また、市民ミュージアムの収蔵品水没事故は指定管理制度に起因するのではないか。市民の財産を喪失した原因と対策が市民に示されていない。図書館は市民にとって「知の宝庫」、市民館は市民の社会教育の場であるため、営利を目的とする企業に委託することは市民にとって有益ではない。集客数や利潤の出る図書館経営を求めれば、図書選択や市民参画事業の偏りが危惧される。</p>	<p>「今後の市民館・図書館のあり方」策定に際し、市民館利用者のヒアリングを実施するとともに、図書館のアイデアミーティングや懇談会等を開催し、市民ニーズの把握に努めました。市民ミュージアムの浸水被害については、「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書」において、「多摩川の過去に例のない水位上昇に伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられる。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとしております。また、「内水氾濫の要素を除くと、台風による風雨への対応としては、事前及び台風接近後も必要な対策は取られていたものと考えます。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとされており、直営か否かに関わらず、防ぐことは困難であったと考えております。なお、市民ミュージアムの管理運営手法については、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わないことを決定したことから、市民利用に供さず、「公の施設」としての要件を満たさないため、令和4年度から指定管理者制度による事業運営を行っていないものです。市民館・図書館の事業につきましては、サービスの向上を図り、モニタリング体制を構築することで、公共性を担保してまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
13	<p>本案は、説明が不十分であり、パブリックコメントの募集を開始したのは拙速です。中間取りまとめからこの案に至ったプロセスを、市民に向けて公開し、疑問に答えてください。指定管理者は、一定期間で契約が見直されるため、業者が変わった場合、民間企業の事業内容は、企業秘密として引き継がれません。民間でノウハウの継承ができるのか疑問です。直営で、ノウハウを市がしっかりと継承すべきです。</p>	<p>本考え方は、施設利用者や関係団体の皆様と議論を行うことができるよう中間取りまとめを作成し、直接説明を行ってまいりました。その後の案の作成にあたりましては、そこでいただいた意見を参考に、また他都市の調査研究などを進め作成したものでございます。図書館のノウハウや知識の継続につきましては、市と指定管理者が連携し館運営を行うことで、知識やノウハウについては、行政もしっかり蓄積する体制を構築してまいります。</p>	D
14	<p>行政では対応できないとしているが、対応するのが行政の責任であり、民間へ委託すべきではない。指定管理者制度を導入した施設もあるようだが、その結果のメリット、デメリットを検証することなく導入すべきではない。公共施設としての本来のあるべき市民の大切なニーズに応えることができるかどうか疑問である。市民館、図書館の利用者の声をどのように反映したのか。</p>	<p>行政の限られた資源の中で、多様な市民ニーズに対応するため、指定管理者制度を活用するものです。他都市等の調査研究を踏まえメリット、デメリットの整理については行っております。市民の声の聴取につきましては、「今後の市民館・図書館のあり方」策定に際し、市民館利用者ヒアリングを実施するとともに、図書館のアイデアミーティングや懇談会等を開催し、市民ニーズの把握に努めてまいりましたが、引き続き市民の声をしっかりと把握する体制構築を進めてまいります。</p>	D
15	<p>効率性は社会教育にそぐわず、教育の目的ではない。民間企業を活用しなければ、本案を達成できないのか。市民館職員を区役所へ移管してしまうと、市民との繋がりが薄れてしまう。今後どのように市民ニーズを拾い応えていくのか。全国的に指定管理者制度導入の割合は少ない。教育委員会が社会教育職員を専門職として配置することが重要である。5年契約の民間企業に専門性が確保できるのか疑問である。現在の市民館職員を増員し、時間外勤務等に対応できるシフトを組めばよいのではないか。民間企業こそ非正規職員等、人員確保が難しいのではないか。市民館・図書館の運営は、本来行政からも独立した教育委員会が今後も責任を持つこと。</p>	<p>図書館や市民館の社会教育施設におきましても関係法令に基づき、取組を行っているところですが、館の運営や事業実施に当たって効率的・効果的に行うことは必要であると考えております。指定管理者導入後につきましては、市と指定管理者が連携し、市民ニーズの把握に努めてまいります。行政の限られた人的資源の中で、多様化する市民ニーズに対応する必要があり、そのための体制の検討を行っているものですが、指定管理者制度導入後におきましても、引き続き教育委員会が責任をもって管理運営を行ってまいります。必要な専門性や人員確保については、仕様書等に記載してまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	<p>指定管理制度については様々な反対意見が今まで表明され、国も是正しようとして通知を出している。弊害とまで言っている。導入は地方自治体の責任で導入するわけだが、考え方(案)では導入した際の弊害をどのようにして除くかをきちんと立証していない。以上のことから、指定管理者制度導入は反対です。実際に運営上の問題が発生し、直営に戻す施設もある。図書館界と国の答弁・通知等からも指定管理者制度が、図書館等社会教育施設への導入になじまないことが指摘され、導入することについては是正されるべきである。これらの意見に真摯に向き合うべきである。</p> <p>(同趣旨ほか12件)</p>	<p>指定管理者制度の導入につきましては、各地方自治体の判断によるものでございますが、過去の国からの指摘を踏まえ、体制の構築を図ってまいります。</p>	D
17	<p>パブコメ募集は、まるで不意打ちのようです。「中間とりまとめ」は時間をかけて説明したといいますが、「中間とりまとめ」には、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(案)の重要な指定管理者制度導入に関する経緯や考え方が示されていません。内容が「中間とりまとめ」から大きく複雑になっているのに、丁寧な説明もされずにパブコメの募集に入ったのは、なぜですか。あえて、市民に理解する時間を与えないようにしているのか。川崎市には、住民に政策を理解できるように配慮する義務がある。</p>	<p>「中間とりまとめ」では指定管理者制度を含む民間活力の更なる活用の方向性を示しており、関係団体やボランティアの方々等には直接説明を行ってまいりました。またパブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。</p>	D
18	<p>「公共性の担保」が課題としていますが、公共性の担保がどう行われるのか、具体的に示すべきです。モニタリングを行うとか、連携を取るとかではなく、実際にどのような職員をどこにどれくらい配置し、どのような業務が公共性の担保として行われるのか、その経費と労力がどのくらいになるのか、直営の場合の費用対効果も合わせて比べてください。</p>	<p>市職員が、指定管理館のモニタリング等の中で公共性の担保を含め確認してまいります。その体制及び財政効果につきましては、引き続き検討を進め精査してまいります。</p>	D
19	<p>市民が判断できない(案)になっており、これはパブコメを出すに値しない。再度、(案)を提出すること。</p>	<p>パブコメにつきましては、パブリックコメント手続条例等に基づき、適切に実施しております。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
20	<p>指定管理者制度を利用した場合の想定効果としてそれぞれ、写真入りで載せているのは、すべて他都市の例です。川崎市で指定管理者制度を導入したら、このような事業やサービスができるのですか。あくまで想定なのに大量に載せるのは、制度導入についての都合のよいまやかしと感じます。これだけ色々調べたのであれば、市が実施できるのではないですか。市民館においては業者が利益を得るために、利用料金をとることができるようになっていきます。こうしたことにも説明がありません。指定管理になって料金があがると市民の足が遠のきます。市民館・図書館は、公の責任で運営・管理を行ってください。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>導入の効果の写真につきましては、他都市の好事例を視覚的に紹介したものでございまして本市の目指すものをわかりやすく例示したものでございます。利用料金につきましては、条例で金額の範囲を定め、その範囲の中で指定管理者が決定するものでございますので、直営や指定管理者の運営主体で変わるものではございません。指定管理者制度につきましては、多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し事業サービスをさらに進めていくため、これまでの本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性に配慮した上で、指定管理者制度の導入を行います。</p>	D
21	<p>中間取りまとめの際の説明ではまだ決まっていないような話ぶりでしたが、大きな飛躍があります。事前調査や他都市との比較(統計)なども実施していたなら、中間まとめの際になぜ説明しなかったのですか。パブリックコメントは形だけ市民の声を聞くものになりますが、この案作成にあたっては、有識者や市民の声は反映しているのでしょうか。中間取りまとめからこの案に至ったプロセスを、市民に向けて公開し、市民が納得できるよう疑問に答えてください。市民にわかりやすく説明をするべきです。</p>	<p>中間取りまとめにつきましては、指定管理者制度等の民間活力の更なる活用の方向性をお示し、その方向性に基つき検討を進めてきたものでございます。考え方(案)は、外部有識者や教育委員等の意見も聴取し、策定した上で、パブリックコメント手続条例等に基つき実施しているものでございます。</p>	D
22	<p>市民館のホール等の予約では、休日に集中し、非常に高い倍率になっています。このまま指定管理者制度を進めていって、この課題は解消されるのか疑問です。市民がどこでも簡単に利用できるように利用手続きの仕方など連携してほしいです。市民館・図書館の改修・改築においては、地域の住民の生活の場としても長く使用されるため、十分に意見を聞くことが大切だと思います。現在の図書館の利用の様子として、学生の目的が学習塾の自習室のように使われていて、疑問を感じたことがありますので、利用の仕方を検証する必要がある。</p>	<p>施設の予約につきましては、今後の管理運営の課題として検討してまいります。また、利用ルールのご意見につきましても、今後の課題として検討してまいります。</p>	E

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	<p>市民の財産である公共施設を使い、私企業の利潤を追求のため、そこで働く職員の身分が不安定になったり、非正規雇用になったりすることは必然のことと思われます。職員がローテーションのように配置換えされますが、図書館や市民館の仕事は専門的なスキルが必要です。今でも職員のスキルを大切にしていない運営なのに私企業にできる訳がありません。市民ミュージアムの例もあります。指定管理制度導入にはこのような理由で反対します。市民は、頻繁に図書館や市民館を利用し、個人情報も提供しています。思想信条にかかわる大切な情報も扱う施設です。情報管理についても大変不安に思います。</p>	<p>指定管理者制度につきましては、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう確認を行ってまいります。また、専門性につきましては、指定管理者と職員が連携し、その確保に努めてまいります。個人情報の管理は、川崎市個人情報保護条例等に基づき適切に管理してまいります。</p>	D
24	<p>市民館や図書館の運営は、儲けを目的とするのではなく、市民の社会教育の推進を目的とし、だから、そこに税金を使うことを、市民は同意するのです。指定管理業者が市民館や図書館に参入するのは、当然、利益です。本来、儲かることはあり得ない市民館、図書館の事業で儲けようとするれば、人件費を削減することになります。また、手間のかかる業務や、貴重な資料の保存などは、おろそかになる。(市民ミュージアムの損害で明らかです) 税金を食い物にして利益を追求する指定管理業者に、私たちの税金を使うことを認めることはできません。</p>	<p>指定管理事業者は民間企業であるため、当然、利潤を追求するものでございますが、指定の継続につなげるため、行政や市民ニーズに対応する効率的・効果的な事業展開が期待できます。指定管理業務は、仕様書等で必要な事項等についてしっかりと定めてまいります。また、必要な業務等がおろそかになることがないように市がモニタリングを行ってまいります。</p>	D
25	<p>指定管理の導入は、市民館や図書館の目的を効果的に達成するのに必要な場合しか認められません(2003年改正地方自治法)。直営、業務委託、指定管理者制度の3つの比較検討をしていますが、指定管理者制度を導入することは、市民が求めているサービスの向上に繋がると言えません。結論に至る議論に市民は参加していません。多くの市民の意見を考慮し、再度審議を尽くしてください。</p>	<p>多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入することは効果があると考えております。市民館・図書館に対する市民ニーズの把握に際しまして市民意見を多く伺ってきたところでございます。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
26	<p>市民の共有財産（ハード面だけでなくソフト面でも）であるべき市民館や図書館をなぜ直営ではなくて、民間にゆだねるのですか。市民は、それを望んでいるのですか。市民の声を聴いた上での政策立案にしてください。「民間にゆだねる」と言うことは、私企業のもうけのための場になるということです。市民の立場に立った公平・公正な運営がなされるとは思えません。専門性を有する方々の雇用条件の悪化につながらないか心配です。指定管理者制度に反対します。</p>	<p>多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。市民館・図書館に対する市民ニーズの把握につきましては、市民意見を多く伺ってきたところでございます。指定管理者制度につきましては、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から貸金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう確認を行ってまいります。</p>	D
27	<p>市民館・図書館には専門家、責任と経験を積んだ市の職員が必要です。身分の安定した職員がいてこそ市民は安心して、相談にのってもらったり、アドバイスを受けたりできます。それが市立図書館の使命ではないか。効率や採算を持ち込むのは間違っている。市民の意見、希望をよく聞いて下さい。</p>	<p>指定管理者制度の導入につきましては、経費節減だけのものではなく、市民ニーズの広がりや多様化に的確に対応していくための手法として導入を進めるものです。図書館につきましては、直営館を残し、指定管理館と連携しながら専門性の確保や市民への対応を図ってまいります。図書館に対する市民ニーズの把握に際しまして市民意見を多く伺ってきたところでございます。</p>	D
28	<p>市民館・図書館は、安易に効率化が求められるべきではなく、指定管理方式がよいとはいえない。本は「よく読まれる」ものだけがよい本ではない。また、市民館の企画も、市民とよく相談し市民の活動や意見に沿ったものでないと、歓迎されないと思います。この分野には、市としての責任を持って、人員（司書など）を配置すべきです。ここに予算を注ぐこと。</p>	<p>図書館や市民館の社会教育施設におきましても関係法令に基づき、取組を行っているところですが、社会教育の振興のためにも館の運営や事業実施にあたり効率的・効果的に行うことは必要であると考えております。人員の配置や専門性の確保につきましては、市と指定管理者が連携し、適切に対応してまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
29	<p>指定管理者制度の最も大きな弊害は、経験豊かな職員らが、継続しにくくなることです。市民ミュージアムの如く、指定管理者になって、学芸員が1年期限付の契約社員になり、賃金などの労働条件が大幅に引き下げられた。その結果、知識も経験も少ない契約社員によって、文化財が扱われることになり、2019年の台風災害の結果をもたらしただけではないか。市民館・図書館に於いても、文化財や市民の貴重な財産を扱っており、経済効率を優先して指定管理者に管理を任せる行為は、文化・教育政策の自殺に道を切り開きます。再考することを強く訴えます。万が一、指定管理者制度の導入に至った場合でも、その管理に対しては、公正な機関を設置して、厳密に評価・是正する仕組みを作ることが必要です。これが出来るまでは、指定管理者制度の導入は、控えてください。</p>	<p>「今後の市民館・図書館のあり方」策定に際し、市民館利用者のヒアリングを実施するとともに、図書館のアイデアミーティングや懇談会等を開催し、市民ニーズの把握に努めました。市民ミュージアムの浸水被害については、「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書」において、「多摩川の過去に例のない水位上昇に伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられる。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとしております。また、「内水氾濫の要素を除くと、台風による風雨への対応としては、事前及び台風接近後も必要な対策は取られていたものとする。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとされており、直営か否かに関わらず、防ぐことは困難であったと考えております。なお、市民ミュージアムの管理運営手法については、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わないことを決定したことから、市民利用に供さず、「公の施設」としての要件を満たさないため、令和4年度から指定管理者制度による事業運営を行っていないものです。市民館・図書館の事業につきましては、サービスの向上を図り、モニタリング体制を構築することで、公共性を担保してまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
30	<p>市が指定管理者制度を導入するなら、市民館と図書館の設置の目的とは何であるかを現行法令に従い明らかにした上で、指定管理者制度を導入することによって、その「設置の目的」が、現実具体的にどのような形で「効果的に達成」されると見込まれるのか、それを達成するための手段として、指定管理者制度が如何なる理由から必要とされるのか、そして、それは、指定管理者制度を導入しなければ達成できないのかを説明を希望する。</p>	<p>市民館・図書館の設置の目的につきましては、社会教育法・図書館法に基づき、この法令上の目的の遂行に向け、事業を実施してまいります。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。</p>	D
31	<p>「教育基本法」の目的と趣旨を前提にし、市職員と共に、これまでの施設の管理運営の経過と実態も含め、問題がどこにあるかを明確に把握したのか。そうであれば、これまで市職員が、市民と共に歩んで来た活動を振り返り、これからも社会の公共財産としての市民館・図書館は、どうあるべきかを検証して欲しい。現場の実態から見えた課題が、主に施設の「効率的効果的な管理運営」とは、判然とししない。もし「あるべき管理運営」を描いても、何の意味も持ちえないし、将来に禍根を残すおそれさえ考えられる。民間委託によって、公共施設は、教育基本法に謳われる目的に沿う活動を、責任を持って担えるのか。</p>	<p>「今後の市民館・図書館のあり方」を策定するにあたっては、市民館・図書館利用者や現場の職員から意見を聴取してまいりました。その際、身近な場所での学びの提供やあらゆる世代に向けた取組の推進など、市民ニーズの多様化の実態を把握し、市民館や図書館が、その実現のための効率的・効果的な管理運営体制の検討を行ってきたものでございます。指定管理者制度導入後も市が責任を持って社会教育の推進を行ってまいります。</p>	D
32	<p>「指定の継続に繋げるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある」と述べているが、これは指定管理者に経営(運営)の合理化を迫るものであり、それでないと継続して指定管理者になれない(指定しない)という脅しでもある。これで質のいい安定的なサービスが提供できるのか。 (同趣旨ほか10件)</p>	<p>民間事業者には、必要な指定管理料の中で、良質なサービスを提供するために効率的・効果的な運営を行うことを期待しているところでございます。直営館や指定管理館に関わらず、効率的に運営を行うことは必要であると考えております。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	<p>市民館・図書館は、営利を目的に管理・運営することができませんが、指定管理者制度により参入してくる事業者は、営利を目的としないで参加するのでしょうか。また、ここでは、「市がマネジメントを行う」ことを前提としています。市ではなく区がマネジメントを行うことにすべきです。理由は、地ケアシステム、地域福祉計画、希望のシナリオなど、区が責任をもって区民ニーズを踏まえ、区民の参画を得て構築し、構築した実績もあります。区において、マネジメントする能力を活かしてください。</p>	<p>市民館・図書館は社会教育施設ですので営利を目的としたものではございませんが、指定管理事業者につきましては、民間事業者になりますので、その施設目的の範囲において利益を上げることがございます。一方、マネジメントにつきましては、図書館につきましては教育委員会が、市民館につきましては、区の生涯学習支援部門が中心に行うことを想定しています。</p>	E
34	<p>「民間委託」の安易な変更は、既にあちこちで破綻し、見直され、元の公営に復帰したところも出始めている。公共施設は、民間委託によって、教育基本法に謳われる目的に沿う活動を、責任を持って担えるか。</p>	<p>指定管理化後も教育基本法、社会教育法等に基づく社会教育は市が責任を持って取り組んでまいります。</p>	E
35	<p>身近なところに市民館・図書館を設置することが望ましいため、大幅な財政支出が求められます。市職員のマンパワーを補完し、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討とありますが、「一層注力できる体制の構築」の内容を具体的に示してほしいです。市職員の削減はないのか。市職員の専門性を担保する仕組みはどういうものか。指定管理化からの業務分担はどのようになるのか。導入に伴う新体制が明らかにされなければ、現在の課題の解消につながることの市民の納得は得られないと思います。</p>	<p>現在、新たに市民館・図書館を増やす計画はございませんが、様々な手法により身近な場所での読書環境や学びの場作りに努めてまいります。体制や業務分担につきましては、引き続き、検討してまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
36	<p>メリットとして、「分館や地区館の土日・夜間等、ローテーションが厳しい場所にも柔軟に人員配置ができる」と書いてあり、「直営+業務委託のデメリット」として「現行の状態では市職員の負担が大きく、市職員の人員体制を検討する必要がある」とあります。なぜ民間にはこの配置ができ、市職員ができないのでしょうか。「未使用者へのアピール」とありますが、そもそも未使用者のニーズをどう把握し、それが「休日や夜間」「短い講座」等によって埋められると、なぜ判断できるのでしょうか。市民の多様なニーズに対応する上で大切な事は「人材の確保」と「住民の思いを受け止めるための手法」です。指定管理者が他都市での経験・知見したことを導入できるというメリットは、なぜそれが行政にできないのかの説明がないためメリットと言えません。</p>	<p>現状、市職員の勤務形態につきましては、館職員も一般の事務職員と同様であり、土日や夜間も開館している館運営への対応が難しい時間帯等が出てくる場合があります。民間事業者の場合、そういった時間帯への柔軟な対応が可能であることをお示ししたものです。導入の効果は、「ひとづくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」をする上での他都市の例を挙げたものでございまして、市においても導入した場合の具体的な効果と考えております。市のこれまでの手法に加え、指定管理者の知見・経験を活用することを想定しております。行政の限られた資源の中で、多様な市民ニーズに対応するため、指定管理者制度を活用するものです。</p>	D
37	<p>社会教育主事や司書などの、教育行政の専門職員を任用・配置し、時間をかけて養成しつつ、住民に専門的な支援を行うことを保障する体制がすでに壊れています。その問題を明らかにすることが急務です。現在、専門職員を安定・継続して行政内に配置できない問題を、民間業者の業務水準書により実現しようとするのには、疑問があります。市民館には、学校や、こども文化センターなどの施設との連携協力をする拠点としての役割が求められますが、指定管理者は民間の組織であるため行政機関の連絡調整の兼ねの役割を期待することはできません。</p>	<p>現在、社会教育主事等の専門職採用は行っておらず、職員は、施設着任後、資格取得を進めるとともに、現場での経験を積んでおります。民間事業者の資格取得者等と連携し、現場の専門性をさらに高めるとともに、指定管理者制度を導入後も、モニタリングを行う部署を通じて、管轄の異なる機関の連絡調整も可能であると考えます。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
38	<p>現在の幸市民館、多摩市民館での問題についてどのようにとらえていますか。また、図書館は、「専門性を要する市職員を安定的に配置する」とあるにもかかわらず、現状は司書資格のある職員は、ほぼ50%であることを考えると、現状でも方針と実態には大きな乖離があると考えられます。現在の社会教育、社会教育施設に対するあり方の検証がきちんとなされない限り、運営方法を変更したとしても問題は変わりません。社会教育行政をどのような制度設計で行おうとしているのか、が明らかにされるべきだと思います。他市の例に学ぶということであれば、現状では多数派である「指定管理を導入していない行政」がどのような社会教育体制を敷いているのか、まずその調査研究を行うことが先決だと考えます。</p>	<p>市民館の社会教育事業につきましては、現状、区への補助執行となっておりますので、今後も区役所と連携しながら教育委員会が責任を持って事業へ関与してまいります。社会教育施設に対するあり方の検証につきましては、令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」において、お示ししております。他都市の状況につきましては、指定都市の会議や様々な機会を通じて、情報交換や意見交換を恒常的に行っております。</p>	D
39	<p>昨今、指定管理者制度導入に失敗し、直営に戻している自治体が数多くある中で、なぜ今川崎市はその導入に進んでいるのか。また、市民ミュージアムでの失敗は何も生かされていないのか。</p>	<p>市として様々な先行事例を検討し、これまでの課題を踏まえケアしながら効果を楽しむことが可能であると判断し、今後の市民館・図書館の管理・運営の方策として指定管理者制度導入を決定したところでございます。</p>	D
40	<p>数年ごとに競争入札で決定される民間企業が、継続して市民の要望を聞いて行けるのか疑問。常勤の司書や社会教育主事がいて、継続的に市民の声を吸い上げ、より要望に近いものを提供していくのが最善の方法ではないのか。経費削減目的で企業に丸投げするのではなく、市としてできる努力をし、専門性を持った職員を育てていくことを望む。</p>	<p>指定期間につきましては5年を予定しておりますので、事業者が変わる場合もございしますが、その知識やノウハウにつきましては、モニタリングを行う部署がしっかりと蓄積していく体制を構築してまいります。また、サービス向上を目指して今回の体制検討を行っており、経費削減のみを目的としているものではありません。人員の配置や専門性の確保につきましては、市と指定管理者が連携し、適切に対応をしております。</p>	D
41	<p>会計年度任用職員は、指定管理者制度導入後はどのようなになるのか。年契約で不安定な職であるのに、制度導入後は企業に雇用されるのか。されたとしても、相変わらずの有期雇用で数年ごとの配置換えでは、不安定な状況は変わらないだろう。長期的な視野を持って仕事に向き合おうという気力が持てず、ひいては、サービスの低下につながりかねないだろう。</p>	<p>指定管理者制度導入後は、施設の職員の雇用については事業者の判断となりますが、毎年、外部有識者で構成する民間活用事業者選定評価委員会を開催し、職員体制や賃金台帳の確認を行ってまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
42	<p>効率的・効果的な管理運営手法を行うために、なぜ指定管理者制度を導入するのか、説明されていない。「民間の持っているノウハウの活用」という理由では説明にならない。本来、行政が行うべき重要な業務であり、丸投げするなど許されない。民間業者は、事業を通して利益を追求するため、サービスの質が低下するのは明らか。効率的という考え方も、本当に市民の立場に立ったものかが問題です。</p>	<p>多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。市がしっかりと運営に関わってまいります。業務の質につきましては、直営館の職員がモニタリングするとともに、毎年、外部有識者で構成する民間活用事業者選定評価委員会を開催し、事業評価を実施して、確認を行ってまいります。</p>	D
43	<p>職員の負担を重ねて指摘していますが、職員の具体的な声、アンケート等は行っているのでしょうか。社会教育の実施を負担に感じていると多数の職員が表明しているのでしょうか。</p>	<p>本案の策定に当たっては現場の知見を活用するため、現場の館長会議や、係長の会議体の中で十分議論を行い、必要に応じて職員の意見ヒアリングを行うなど、現場の意見をふまえて検討してきたところです。</p>	D
44	<p>市民館・図書館は、社会教育委員会議の研究報告の中で、学校や、子ども文化センターなどの施設との連携協力をする拠点としての役割の必要性を言及してきましたが、指定管理者は、民間の組織のため管轄の異なる機関の連絡調整の役割を期待するのは難しいのでは。社会教育行政をどのような制度設計で行おうとしているのか。他市の例に学ぶのであれば、現状では多数派である「指定管理を導入していない行政」がどのような社会教育体制なのかを調査研究することが先決である。災害対策については、市民ミュージアムでは結果的に災害の対策がなされてなかったことがあり、また、その後、復館にあたっては指定管理を止めて改めて市行政の下で運営がなされることが決定している。</p>	<p>今後、指定管理者制度が導入されても市民館・図書館は市の施設であります。指定管理館においても、モニタリングを所管する部署を通じて、管轄の異なる機関の連絡調整も可能であると考えます。現在も他都市とは指定都市の連絡会議や、様々な機会を通じ情報共有や意見交換を行っているところでございます。直営における好事例、手法、体制についても、そのような機会を通じ情報交換を行っています。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
45	<p>制度導入の目的や意義、利点など、如何お考えでしょうか。又、市民館・図書館で働いている方々の今後は、どのようになるのでしょうか。市民が主体であると思いますが、特定の事業者に運営を託す事で、「市民のニーズも考慮して」という名目の元、流行りのものなどに比重が偏ったり、内容が浅薄に走ってしまわないか、と危惧の念も感じています。時代の変化に対応する必要性と同時に、長年培って来た川崎市の良さ、良識がこれからも更に高められ、保たれていくことを、強く望みます。</p> <p>(同趣旨ほか1件)</p>	<p>多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。また、指定管理館になる施設の市職員は他部署への異動となります。今後も、普遍的課題学習等、これまで行ってきた社会教育についてはしっかりと実施を行った上で、新たな取組も進めてまいりたいと考えています。</p>	D
46	<p>2008年国会では、社会教育法改正の時に付帯決議を採択しました。そこでは、「公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」を求めています。本案では、指定管理者制度を導入した他都市の弊害についての検証が全くありません。これでは、「指定管理者制度の導入による弊害について」十分配慮し、検討したことにはなりません。川崎市の重大な落ち度です。今からでも、他都市の弊害について、検証してください。</p>	<p>他都市事例等については、これまでも調査研究をしてまいりまして、メリット、デメリットの整理を行ったものでございます。引き続き他都市の課題や効果を踏まえ、制度設計を行ってまいります。</p>	D
47	<p>市民ミュージアムの指定管理の件、過去の大蔵大臣答弁、衆議院文部科学委員会・参議院文教科学委員会での全会一致で付帯決議が採択された件、社会教育委員報告書での「市民館・図書館には指定管理者制度はそぐわないとの結論」、民間活力を導入すればできるという誤解、指定管理を導入すると市のノウハウが途絶える件、社会教育分野でも指定管理を導入している事実を記載していない件、社会教育職員の人事異動の件（社会教育主事資格を得て、その一年後によその部署に異動）、これらの事により指定管理者制度の見送りを求める。</p>	<p>多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。過去の事例や国の方針を踏まえ、引き続き、制度設計を進めてまいります。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
48	<p>本案は、実際に現場で「指定管理」に移行した際の「問題点」は記載されていないので十分に検討された物とは認めがたい。この未熟なままの本案を元に「指定管理」に移行したなら、やがて「想定外」と思われる課題や困難が露呈され、現場は混乱し、行政は立ち往生し、市民は恩恵を受けられない。そうすると、「想定外」と言う責任逃れの説明を繰り返す事が「想定」されるというべきで、誠に解決能力なき、ずさんな実態をさらけ出す事になる。「当事者」参加をベースに、本案を書き直すべきである。</p>	<p>他都市事例等を参考に、メリット、デメリットについても整理を行ってまいりました。その結果、課題についてはしっかりと対応し効果を楽しめると判断し、指定管理者制度の導入が可能と判断したものでございます。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し、事業サービスをさらに進めていくため、これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。</p>	D
49	<p>市民館・図書館に指定管理制度を導入することをほとんどの市民は、知りません。調べ物をしたい時、図書館はとっても助かります。他都市で民営化された後、地域の資料が捨てられ、小学校の地域学習に困った話もあります。公的運営だからこそ、すべての市民の利用の便を図ることができます。民間の営利判断の基準で運営する施設ではないのが公共図書館だと思います。指定管理には反対です。</p>	<p>指定管理者制度については管理運営手法の一つであり、指定管理者制度を導入しても図書館は市の施設でございますので、引き続き責任をもって市が対応してまいります。指定管理者制度導入後につきましても、選書・除籍等、図書資料の収集・保存に関するこの決定については、引き続き市が行ってまいります。指定管理者制度導入の際については、現状の図書館サービスについては継続する形で仕様書等に示してまいります。</p>	D
50	<p>市民館・図書館の指定管理制度を導入するという話を聞いて驚いています。指定管理者にまかせてから利用しづらいという話は枚挙に暇がありません。川崎より財政の小さな市でももつと文化に予算を出しているというのに、市民ミュージアムの失敗を繰り返すというのは理解に苦しみます。川崎を再び文化不毛の地に戻したいのでしょうか。図書館の予算を減らして何に使いたいのか知りたいと思っています。</p>	<p>本考え方作成におきましては、他都市の先行事例の調査研究を行ったうえで、課題に対応しつつ効果を楽しめると判断し、指定管理者制度導入の判断をしたものでございます。指定管理者につきましては、市民サービスの向上が図られるよう、市がしっかりとマネジメントを行い直営館でのモニタリングを実施してまいります。広がる市民ニーズに対応するための管理運営体制の検討ですので、単純にコスト削減のみを目的としたものではございません。</p>	D

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
51	<p>指定管理者制度に反対します。市民ミュージアムの所蔵品を台風による水没で失って、指定管理制度から直営に戻すと聞いていますが、指定管理制度の問題点が浮き彫りになったと言えるのでは。利潤追求の私企業が学芸員さんの人件費などを削った結果、やめたとも聞いています。市民館・図書館も学校教育が公営であるのと同様、市民自治の要で直営であるべきと考えます。</p>	<p>市民ミュージアムの浸水被害については、「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書」において、「多摩川の過去に例のない水位上昇に伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられる。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとしております。また、「内水氾濫の要素を除くと、台風による風雨への対応としては、事前及び台風接近後も必要な対策は取られていたものと考える。」として、想定外の内水氾濫によるものであったとされており、直営か否かに関わらず、防ぐことは困難であったと考えております。なお、市民ミュージアムの管理運営手法については、「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、現施設でのミュージアム機能の再開は行わないことを決定したことから、市民利用に供さず、「公の施設」としての要件を満たさないため、令和4年度から指定管理者制度による事業運営を行っていないものです。指定管理者の賃金は、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬額をチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。これまで本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、指定管理者制度を導入いたします。</p>	D